

[事案 23-178] 契約解除取消請求

・平成 24 年 6 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

入院・手術給付金を請求したところ、給付金は支払われたものの、他の疾患の告知義務違反があったことを理由に契約を解除されたことを不服とし、解除の取消しを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 11 月に、本契約に加入したが、平成 23 年に慢性腎不全で入院・手術し給付金を請求したところ、給付金は支払われたが、気管支喘息の不告知による告知義務違反を理由に、契約を解除された。

告知書と共に提出した健康診断結果の既往歴の欄に、10 歳から気管支喘息を患っていて現在も治療中であることが記載されていることから、告知は正しくなされている。募集人より事前に受領していた告知書には、「はい」の欄に丸を記入していたが、募集人より「いいえ」に書き直すように指示されて、新たな告知書の「いいえ」の欄に丸を記入し、また、告知書の補足記入欄の「小児ぜんそくであったが、現在は投薬なし 完治」の記載も募集人の指示により記入したものであり、募集人の不告知教唆があった。よって、契約の解除には納得できないので、解除を取消してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社に提出された健康診断結果には、たしかに既往症の欄に「気管支喘息」の記載があるものの、申立人は、募集人とのやり取りの中で「喘息は既に完治しており、治療・投薬は受けていない。」と否定したうえで、告知書の質問事項に「いいえ」と回答し、また、告知書の補足記入欄に「小児ぜんそくであったが、現在は投薬なし 完治」と記載し、健康診断結果の内容を打ち消しており、申立人は、「喘息」に関する告知義務を尽くしていない。
- (2) 募集人は、申立人に対して、当時の健康状態をありのままに正確に告知するように求めており、不告知教唆を行った事実はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面の内容および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

(1) 告知義務違反解除について

告知書の「過去 5 年以内に、下表の病気で 1 回以上、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。」（下表には「ぜんそく」の記載がある）との質問に対し、申立人は「いいえ」の欄に丸を記入している。しかし、申立人は、「気管支喘息」と診断さ

れ、病院を受診し投薬の治療を受けていたことから、事実と異なる回答をしたと認められ、申立人が、上記事実を告知していれば、保険会社は、少なくとも同一条件では契約を締結しなかったと認められるので、不告知の事実は、重要な事項に該当するといえる。申立人の告知日は通院及び投薬の期間と時期的に近いこと、また、通院及び投薬の期間は比較的長いことからすると、申立人が、喘息の事実を告知しなかったことには、少なくとも重大な過失があったと認められ、保険会社が告知義務違反を理由に申立契約を解除したことは正当といえる。

(2) 申立人の主張の検討

①告知義務違反はないとの主張について

健康診断結果の提出をもって告知がなされたと認めることはできない。また、告知書の補足記入欄に「小児ぜんそくであったが、現在は投薬なし 完治」と記入されていることからしても、喘息に関する告知がなされたと認めることもできない。

②不告知教唆の主張について

当事者双方の事情聴取を実施したが、当事者の言い分は異なっており、申立人の主張する事実を直ちに認めることはできない。そして、本件においては、健康診断証明書と共に体況査定を行うための「診断書扱（告知書）」の提出が必要とされていたところ、申立人が事前に記入していたとする告知書は、告知書のみで体況査定を行う「被保険者の告知書」であって、本件では使用できないものであり、募集人の指示で告知書を書き直したと認めることはできない。